

タイトル	政界再編期における新党のタイポロジー
著者	山本, 健太郎
引用	北海学園大学法学部50周年記念論文集: 465-491
発行日	2015-03-15

## 政界再編期における新党のタイポロジー

山 本 健太郎

### 1. はじめに

一九九三年の自民党分裂以降、いわゆる「政界再編」期に突入した日本において、激しい政党の離合集散が観察されてきたことはよく知られている。その過程で、多くの新党が作られ、ほとんどが時を経ずして消えていった。新党結成が相次ぐなかで、それらが結成される時期について、興味深いケースが観察されるようになった。一九九四年一月に成立した政治改革関連法の一環で、政党助成金制度が創設されたことよって、新党結成の際、政党助成金の算出基準日である一月一日を指して、一二月に結成されるケースが続出したのである。本稿では、一二月に結成される新党を、他の新党と区別して、「一二月新党」と呼ぶ。一九九〇年代半ば以降の一時期は、毎年のように一二月新党が結成され、さながら年末の風物詩としての様相をも呈してきた。直近では、二〇一三年一二月一八日に結いの党が結成され、一二月新党への仲間入りを果たしている。

一二月新党をめぐっては、とかく政策よりもカネ目当て、ひいては選挙目当てのものであるというありがたくない

批判がつきまとうてきた。<sup>①</sup> そうであるがゆえに、大半の政党が短命であるという印象もセットになっている。しかし、「政界再編」期においては、多くの政党の寿命は短く、一二月新党だから短いといえるかどうかは調べてみなければわからない。カネ目当て、選挙目当てであるという批判も、そもそも政党の目的のひとつは選挙で議席を獲得することなのだから、一二月新党だけが特に批判される謂れはないかもしれない。このように、一二月新党をひとくくりにして印象論で語るのではなく、その内実と展開を観察して、一二月新党以外の新党と比較することが必要である。

そこで本稿では、一九九〇年代以降の日本において結成された新党を対象に、寿命を確認するとともに、その特徴を類型化して整理する。その際、特に一二月に結成される新党とそれ以外の新党でどのような共通点や相違点が見られるのか、比較を試みたい。これにより、一二月新党が他の新党に比べ極端に所属議員の「利己的」な動機づけに基づく党なのか、そうでないのかが明らかになると期待される。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2章では、一九九〇年代以降二〇一四年一月までの日本において、新党としてどのようなものが結成されてきたのか、その一覧を提示する。3章では、その寿命と特徴に応じて新党を類型化する。4章は、そのなかで特に一二月に結成された新党に着目し、それ以外の新党との比較を行う。5章は本稿の結論である。

## 2. 日本における新党

### 2.1 政党の定義

新党とは何か。実のところ、一見自明にみえるこの問いに答えることは容易ではない。たとえば、公職選挙法では、

政党には以下のような定義が与えられている。「政党その他の政治団体」とは、(1)所属国会議員が五人以上存在するか、(2)所属国会議員が一人以上、かつ、過去の選挙における全国を通じた得票率が二%以上のもの、とされる。しかし、この条件にしたがうと、選挙間に結成された新党には(2)が適用できないので、自動的に(1)、すなわち五人以上の国会議員が集まった場合のみ「政党」とみなされることになる。だが実際には、この政党要件を満たさないうで発足する新党も存在するため、公選法の政党要件に依拠すればこれらを無視してしまう結果になる。

山本「二〇一〇…三九」では、この問題を解決するため、以下の条件で「政党」を定義している（一部改変）。それによると、

（基準1）衆参両院の選挙（補選含む）において公認候補を立てた政党

（基準2）政党助成金を受けた政党

（基準3）「新党」であることを内外に向けて表明し、マスメディアによって政党として取り扱われている政党

という三つの基準のうち、どれかひとつに該当するものを「政党」とみなす。だが、新党の存続期間を問題にする本稿にとつては、どこを新党の出発点とし、どこを終点とするかという基準との兼ね合いで、これをそのまま適用することが難しい。まず、（基準1）に照らせば、現職の国会議員が存在しなくとも、選挙に公認候補を立てた政党がすべて分析対象に含まれることになる。しかし本稿は、国会議員の政党間移動によって結成された新党を主たる分析対象とするもので、これら三つの基準の前提として、衆参どちらかに所属国会議員が存在する政党を、存続している新党ととらえる。これを逆にいうと、以下の前提条件となる。

(前提) 衆参どちらかに所属国会議員が存在しない政党は、消滅状態にあるとみなす

実際には、選挙の結果所属の国会議員がゼロとなっても、政党としての活動を続ける場合もある<sup>③</sup>。選挙後まもなく解党する場合でも、一定のタイムラグが生じる場合も存在する。だが、前者のケースはむしろ例外で、後者についても実質的には所属国会議員がいなくなった時点で党としての活動はストップしている。したがって本稿では、所属国会議員が存在している期間のみ、党が存続しているとみなすことにする<sup>④</sup>。

## 2.2 分析期間

次なる問題は、分析期間をいつに絞るかという点である。これについては、一九九〇年一月一日以降、本稿執筆時の二〇一四年一月三〇日までの期間とする。期間を一九九〇年代以降とするのは、第1章で述べたように、一九九四年の政党助成金制度創設以降の新政に主たる関心があるからである。それならば、一九九四年以降でもよさそうであるが、一九九三年の自民党分裂が政党助成金制度の創設を含む政治改革に端を発したものであるため、広い意味で関連性が見出される。また、自民党分裂以前の新政である日本新党も分析対象に加えた方がよいとの判断から<sup>⑤</sup>、一九九〇年をスタート時点とする。

## 2.3 新党一覧

第1節での定義に基づき、一九九〇年から二〇一四年一月三〇日までの期間に存在した「政党」のうち、この期間に新しく結党された政党は、下記のとおりである(表1)。

表1 新党一覧

						★	★			★	★						
⑬	黎明クラブ	(4)	一九九八年一月五日	一九九八年一月八日	一四	(5)											
⑭	新党友愛	(4)	一九九八年一月五日	一九九八年一月二三日	一九	(5)											
⑮	新党平和	(4)	一九九八年一月五日	一九九八年一月七日	三〇七	(5)											
⑯	自由党(新)	(4)	一九九八年一月五日	二〇〇三年九月二五日	二〇九〇	(5)											
⑰	国民の声	(4)	一九九八年一月五日	一九九八年一月二三日	一九	(5)											
⑱	改革クラブ	(4)	一九九八年一月五日	二〇〇〇年六月二五日	九〇三	(6)											
⑲	フロムファイブ	(2)	一九九七年二月二六日	一九九八年一月二三日	二九	(5)											
⑳	太陽党	(2)	一九九六年二月二六日	一九九八年一月二三日	三九四	(5)											
㉑	民主党I	(3)	一九九六年九月二八日	民主党IIIとして現存	-												
㉒	新社会党	(2)	一九九六年一月八日	一九九八年七月二二日	九一七	(6)											
㉓	市民リーグ	(2)	一九九五年二月二二日	一九九六年九月二八日	二八二	(5)											
㉔	新進党	(3)	一九九四年二月一〇日	一九九七年二月二七日	一一一四	(7)											
㉕	参院公明	(2)	一九九四年二月五日	一九九八年一月七日	一四三四	(5)											
㉖	公明新党	(2)	一九九四年二月五日	一九九四年二月一〇日	六	(5)											
㉗	自由党(旧)	(2)	一九九四年四月一八日	一九九四年二月一〇日	二三七	(5)											
㉘	新党みらい	(2)	一九九四年四月一五日	一九九四年二月一〇日	二四〇	(5)											
㉙	新生党	(2)	一九九三年六月二二日	一九九四年二月一〇日	五三七	(5)											
㉚	新党さきがけ	(2)	一九九三年六月一八日	二〇〇二年一月一六日	三一三五	(7)											
㉛	日本新党	(1)	一九九二年七月二六日	一九九四年二月一〇日	八六八	(5)											
	政党内閣																
	結党のバターン																
	結党日																
	解党日																
	存続日数																
	解党のバターン																

									★			★								
37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20			
減税日本	幸福実現党	新党改革	たちあがれ日本	みんなの党	改革クラブ(新)	新党大地	新党日本	国民新党	民主党Ⅲ	保守新党	みどりの会議	新党尊命	保守党	無所属の会	公明党	民主党Ⅱ	民政党	民政党	政党名	
(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	結党のバターン		
二〇一一年五月一三日	二〇一〇年五月一四日	二〇一〇年四月二六日	二〇一〇年四月七日	二〇〇九年八月八日	二〇〇八年八月二八日	二〇〇五年九月一日	二〇〇五年八月二四日	二〇〇五年八月一七日	二〇〇三年九月二五日	二〇〇二年二月二七日	二〇〇二年一月一七日	二〇〇一年六月一日	二〇〇〇年四月五日	一九九九年二月一六日	一九九八年一月七日	一九九八年四月二七日	一九九八年一月二三日	結党日		
二〇一二年一月二三日	二〇一〇年二月二八日	現存	二〇一二年一月一三日	二〇一四年二月二日	二〇一〇年四月二六日	二〇一四年二月二日 (二〇一二年一月二八日 から二〇一三年五月三 日まで消滅)	二〇一二年二月一六日	二〇一三年三月二二日	現存	二〇〇三年一月一七日	二〇〇四年七月一日	二〇〇三年一月九日	二〇〇二年二月二七日	二〇〇四年七月一日	現存	民主党Ⅲとして現存	一九九八年四月二七日	解党日		
五六〇	二二九	-	九五二	一九四三	六〇七	三二三六	二六七二	二七七五	-	三二六	九〇七	八九二	九九七	一六七〇	-	-	九五	存続日数		
(5)	(7)	-	(5)	(7)	(5)	(5)	(6)	(7)	-	(6)	(6)	(6)	(5)	(6)	-	-	(5)	解党のバターン		

	政党名	結党のパターン	結党日	解党日	存続日数	解党のパターン
★	新党きづな	(2)	二〇一一年一月三〇日	二〇一二年一月十五日	三二二	(5)
38	国民の生活が第一	(2)	二〇一二年七月二日	二〇一二年一月二七日	一四九	(5)
39	日本維新の会	(2)	二〇一二年九月二八日	二〇一四年九月二日	七二四	(7)
40	太陽の党(旧)	(2)	二〇一二年一月三日	二〇一二年一月二七日	五	(5)
41	みどりの風	(2)	二〇一二年一月五日	二〇一三年二月三十一日	四二二	(6)
42	反T P P・脱原発・消費増税凍結を実現する党	(2)	二〇一二年一月九日	二〇一二年一月二二日	四	(5)
43	減税日本・反T P P・脱原発を実現する党	(2)	二〇一二年一月二二日	二〇一二年一月二七日	六	(5)
44	日本未来の党	(3)	二〇一二年一月二七日	二〇一三年五月二九日	一八四	(7)
45	生活の党	(2)	二〇一二年一月二七日	現存		-
★	結いの党	(2)	二〇一三年二月一八日	二〇一四年九月二日	二七八	(5)
47	次世代の党	(2)	二〇一四年八月一日	現存		-
48	維新の党	(3)	二〇一四年九月二日	現存		-
49	太陽の党(新)	(1)	二〇一四年九月二五日	二〇一四年一月二六日	六三	(5)
50						

出典：著者作成

(注) 通し番号の上に★がついているのは、それが「二月新党」であることを示す。

表1によると、当該期間に結成された新党は四八にのぼる<sup>(7)</sup>。このうち、本稿執筆時点の二〇一四年一月三〇日現在で存続しているのは、結党日の古い順に、民主党、公明党、新党改革、生活の党のほか、二〇一四年になって結成された次世代の党と維新の党の六党である。六党以外はすべて消滅しており、二〇一二年衆院選以前に結成された新



党に絞れば、現在でも国会に議席をもっているのは民主党・公明党・新党改革の三政党のみである。公明党は、一九九四年に新進党に合流するまで長く存在していた党であることを考えれば、政界再編期に結成された新党は、民主党を除いてほとんどすべてが事実上消滅したといっても過言ではない。<sup>(8)</sup>なお、既に消滅した四一政党の平均寿命は七七・二日で、約二年二か月余りとなっている。

また、四八政党のうち、一〇〇〇日を超えて存続した／存続しているのは、一一政党である。最も存続期間が長いのは、民主党Ⅰから数えた場合の<sup>(28)</sup>民主党Ⅲであり、既になくなった政党の中では<sup>(29)</sup>新党大地が最も寿命が長かった。逆に、最も短かったのは<sup>(30)</sup>反T P P・脱原発・消費増税凍結を実現する党の四日である。これを含め、寿命が三〇日に満たない政党も八つ存在しており、そのすべては他政党との大同団結のために解党された政党である。

### 3. 新党の分類

新党を分類するにあたっては、結党と解党の経緯について、それぞれ着目する必要がある。その際、結党と解党は、一体的な現象となる場合と、そうでない場合があるというところがポイントになる。ある新党が結成されるために、既存の政党が解党されるという場合と、既存政党はなくならず、分裂等によって新党が結成される場合にわかれるのである。さらに前者の場合、他政党と大同団結して新党を結成する、という形になる。したがって、以下ではまず結党のパターンについて整理し(3.1)、解党・消滅のパターンを分類したうえで(3.2)、結党と解党・消滅のパターンを組み合わせて新党のタイポロジーを明らかにする(3.3)。

### 3. 1 結党のパターン

新党結党のパターンは、以下の四つ(五つ)に分類できる。すなわち、(1)議会外での結成・看板の架け替え、(2)既存政党からの分裂、(3)既存政党からの分裂+ $\alpha$ 、(4)大同団結型、(5)解党による新党、である。以下、このそれぞれのパターンについて説明する。

#### (1) 議会外での結成・看板の架け替え

このパターンは、まず議会外において、現職の国会議員を含まずに新党が結成され、その後の選挙で国政に議席を獲得するか、他党もしくは無所属の国会議員が移籍してきて国政政党になる、あるいは国会議員が中心になって既存政党の看板を架け替え、新党になるというものである。本稿で取り扱う新党では、①日本新党、②みどりの会議、③新党大地、④幸福実現党、⑤減税日本、⑥太陽の党(新)の六政党がこれにあたる。日本新党は結党(一九九二年五月二二日)直後の参院選比例区で四議席を獲得して、幸福実現党は無所属の大江康弘参院議員を、減税日本<sup>(9)</sup>は民主党を離党した佐藤夕子衆院議員をそれぞれ受け入れることで国政政党となった。みどりの会議は新党さきがけ唯一の現職議員だった中村敦夫参院議員を、太陽の党(新)<sup>(10)</sup>は無所属の西村眞悟衆院議員を中心に結成された新党である。

このパターンのうち、とりわけ議会外で結成された新党が四つしか存在していないという現実が示唆するのは、仮に議会外で新党が結成されたとしても、これが国政政党になることには高いハードルがある、ということである。議会外で新党が結成される動機付けとしては、既存政党への不満であったり、単一争点を訴えるためであったり様々なものがあるが、これらが議席確保に結びつくだけの有権者の支持を獲得するのは容易ではないのである。

細川護熙によって結成され、一九九三年の総選挙で新党ブームを巻き起こした日本新党は、このほとんど唯一の例外である。細川は非自民連立政権の首相の座を射止めたものの、政権は八カ月で倒れ、非自民連立政権の崩壊後に日本新党は新進党へと大同団結することになった。その寿命は八六八日である。ただ、細川の日本新党が国政に足掛かりを得られたのは、細川自身が元参院議員であったことに加え、当時の衆院の選挙制度が中選挙区制であったことが大きい。小選挙区比例代表並立制の下では同様の形で新党が勢力を伸長するのは困難であると考えられる。

近年では、減税日本や新党大地、後述する日本維新の会<sup>①</sup>のように、地方政党を出発点として国政に進出を目論む形も見られるようになった。だが、いずれの場合も既存の国会議員を足掛かりとし、勢力の拡大にあたっては他党と大同団結するか、他党からの離党議員を受け入れる形がとられているなどし、完全に自前の候補だけで規模を拡大するのは難しい。これには、既存政党に有利な公職選挙法の規定も影響していると考えられるが、一定の政党規模がないと勝負になりにくい衆院の選挙制度の制約もやはり無視できない。

## (2) 既存政党からの分裂

次に、既存政党から分裂する形で新党が結成されるパターンがある。これに該当するのは、②新党さきがけ、③新生党、④新党みらい、⑤自由党(旧)、⑥公明新党と⑦参院公明、⑩新社会党、⑫太陽党、⑭保守党、⑯新党尊命<sup>たける</sup>、⑲国民新党、⑳新党日本、㉔新党さづな、㉕国民の生活が第一、㉖生活の党、㉗結いの党、㉘次世代の党、の計一七政党である。このパターンでは、新党は前所属政党よりも規模の小さい政党として結成される。

一七政党のうち、新党さきがけ、新生党、新党みらい、自由党(旧)、国民新党、新党日本の六政党は自民党からの、公明新党と参院公明は公明党からの、新社会党は社会党からの、太陽党は新進党からの、保守党は自由党(新)から

の、新党尊命、新党きづな、国民の生活が第一の三政党は民主党からの、生活の党は日本未来の党からの、結いの党はみんなの党からの、次世代の党は日本維新の会からの分裂である。

このうち、新党さきがけ、新生党、新社会党、国民新党、新党日本、新党きづな、国民の生活が第一の七政党が、与党からの分裂による新党である。自民党からの分裂組では、新党さきがけと新生党は、一九九三年の宮澤喜一内閣不信任決議案可決によって、解散総選挙が行われることが決まった直後の結党である。新党さきがけ結党組は不信任案には同調せず、新生党結党組（のうちの衆院議員）は不信任案に賛成した議員グループであり、政策対立がきっかけの分裂である。これらはいずれも政治改革の実現を自民党内で強く訴えていたグループであり、政策対立がきっかけの分裂である。次に国民新党<sup>14</sup>、新党日本は、二〇〇五年に郵政民営化法案が参院で否決されたのち、小泉純一郎首相が衆院を解散し、法案の造反組を総選挙で公認しない方針をとったため、結成された新党である。したがってこれらも政策対立が契機となっている。

新社会党<sup>16</sup>は、村山富市内閣の下で与党の一員であった社会党からの分裂である。新社会党の結成は、直接的には社会党が社会民主党と党名変更を行う過程で生じたものであるが、これも政権参画と自民党との連立に伴い、社会党が大幅な政策変更を行ったことが背景にある<sup>17</sup>。

さらに、民主党政権下で、新党きづな、国民の生活が第一の二つの新党が分裂して誕生している。新党きづな<sup>18</sup>は、野田佳彦内閣が推進する消費税増税などの政策に反対する議員たちが結成し、国民の生活が第一も消費税法案に反対票を投じた議員らによって作られた。新党きづなや国民の生活が第一<sup>19</sup>の結成については、消費税増税そのものへの是非というより、民主党内の権力闘争の帰結という見方もありうるが、少なくとも建前としては政策対立に伴う新党の結成には違いない。

議会で多数派を占めている与党から飛び出して新党を結成するというのは、ポスト獲得や政策実現への道を自ら遠ざけることになりかねないので、一般には起こりにくいものと想定される。上記の例は、そうした例外的な事象が生じるのは、与党内の政策対立が抜き差しならない状況に陥った場合のみである、ということを示しているともいえる。

他方野党からの分裂（一〇政党）は、新党を結成して与党に加わろうとするパターンと、そうでないものとに分かれる。前者では、新党みらいと自由党（旧）<sup>20</sup>は、一九九四年四月の細川首相の辞意表明を受け、細川内閣の連立与党を中心に新たな政権作りが行われる中、野党の自民党から分裂してできた新党である。これらの二政党は細川内閣の後を引き継いだ羽田孜内閣の連立与党に加わっている。また、保守党は、二〇〇〇年四月に連立与党の一員であった自由党（新）が政権を離脱するのに伴い、自由党内で政権への残留を志向したグループによって結成された。

残る七政党は、与党化を直接的な目的として結成された新党ではない。このうち、太陽党と結いの党に共通するのは、いずれも将来的な野党再結集の接着剤的な役割を志向したという点である。太陽党は、一九九六年の衆院選で議席増を果たせなかつた新進党から分裂してできた政党であるが、小沢党首が率いる新進党の将来に悲観的で、第三党の民主党Ⅰを含めた野党の再編を志向し、そのきつかけとなるべく結成された新党である。結いの党も、党結成に参加した議員が当時所属していたみんなの党の渡辺喜美代表が安倍政権への接近を模索しようとすることに反発しつつ、二〇一二年衆院選・二〇一三年参院選と惨敗を繰り返した最大野党の民主党が党勢回復の兆しを見せないことから、民主党も含めた野党再編を目的として結成された<sup>26</sup>。事実、太陽党は結党約一年後には民政党に合流し、民政党はその三か月後に民主党Ⅱに加わった。結いの党も、結党から九カ月で維新の党に合流し、いずれも野党再編の足掛かりとなった。

新党尊命、次世代の党、それに生活の党は、それぞれ前所属政党との路線の違いが結党要因である。新党尊命は、

民主党が労組依存に陥っていると批判した田中甲衆院議員らが結成した（山本「二〇一〇・五九」）。次世代の党<sup>(29)</sup>の結党をめぐることは、当時の日本維新の会の中で、結いの党と合流して野党再編を進めようとする動きが出る一方、それによって党の政策が曖昧にされることを嫌気するグループとの対立が起こった。<sup>(30)</sup>後者が結成したのが次世代の党である。生活の党<sup>(31)</sup>も、日本未来の党における内部対立がきっかけとなり、阿部知子衆院議員一人を残して結成された。このように、政策対立（あるいは党の路線対立）を原因とする分裂は、与党でも野党でも起こりうる。

公明新党と参院公明については、やや例外的な分裂である。これらは、後述する<sup>(8)</sup>新進党が結党されるにあたって、旧公明党から一部の参院議員を残して参院公明を結成し、残りが新進党に合流する形がとられたために起こった。参院公明を分党し、残った公明新党は直後に解党して新進党へ合流したのである。

以上より、公明新党と参院公明を例外とすれば、野党からの分裂による新党結成の要因は、与党に加わるためのものか、野党の再結集を目指そうとするものか、政策対立によるものかの三つにまとめることができる。

## (2) 既存政党からの分裂+αでの新党結成

(2) 既存政党からの分裂の派生パターンとして、既成政党からの分裂組（複数の政党からの分裂組同士がまとまる場合を含む）に、他の既存政党からも、あるいは無所属で活動していた議員が個別に参加して、新党が結成されるケースがある。

たとえば、<sup>(9)</sup>市民リーグは、社会党を離党した山花貞夫らと、新進党結成に参加しなかった旧日本新党の海江田万里らが合流して結成された新党である。<sup>(13)</sup>フロムファイブは、新進党を離党して無所属となっていた細川護熙らが、一九九七年末の新進党解党に伴って無所属となった円より子らと結成した新党である。<sup>(23)</sup>無所属の会は、無所属議員

の受け皿として結成された新党なので、既存政党からの分裂を伴っていないが、既存政党から離党して無所属となっていた議員も含むため、(2)に分類した。<sup>(32)</sup>

②7 保守新党は、連立与党の一員であった保守党に、民主党からの離党組が加わって作られた新党である。保守新党は、発足時から連立与党に加わった。

②8 改革クラブ(新)は、民主党を離党した渡辺秀央らに、無所属の荒井広幸らが加わって作られた。②9 新党改革は、この改革クラブ(新)を母体にした新党で、舛添要一ら自民党を離党してきた議員を受け入れ、舛添を代表に新党に移行する形で結成された。

④0 日本維新の会は、大阪維新の会という既に存在していた地域政党が母体となっている。大阪維新の会が国政に進出するにあたり、民主党やみんなの党を離党した議員を迎える形で、日本維新の会となった。④1 太陽の党(旧)は、④2 たちあがれ日本を基本的にはそのまま引き継いでいるが、東京都知事を辞職した石原慎太郎を共同代表に迎え、民主党を離党して無所属だった議員も加えて新党として発足したため、(2)に分類した。

④2 みどりの風は、民主党と国民新党を離党した参院議員らが結成していた院内会派が、さらに民主党を離党した衆院議員を受け入れることで政党化された。④3 反TPP・脱原発・消費増税凍結を実現する党と、④4 減税日本・反TPP・脱原発を実現する党は、いずれも衆院解散を受けて結成された新党で、前者は無所属議員と民主党を離党した議員によるもので、後者はそれに④7 減税日本が加わったものである。

こうしてみると、(2)には、(2)で述べた三つのパターン、すなわち与党化を目指すか、大同団結を目指すのか、政策対立によるものか以外に、政党助成金を受け取るために、国会議員を五人集めること自体が大きな目的となっている党が含まれる。というよりも、新党を結成するにあたっては、五人の国会議員が集まるかどうか、ということ

が決断するうえで大きな判断材料になっていることを示している。新党結成のきっかけは(2)で説明したどれかの動機づけに当てはまるが、同じ党の同志だけでは政党要件を満たすことができないために、無所属や他党からも議員をかき集める必要が生じると、(2)型の新党になるということである。

### (3) 大同団結型

以上の三つの結党パターンは、いずれも前所属政党に比べて小規模な政党として発足するものであったが、これらとは逆に、複数の政党が大同団結してより大規模な新党が結成される場合がある。これを本稿では、大同団結型と呼び、八つの政党がこのタイプに該当する。

大同団結型新党の嚆矢となったのは、⑧新進党<sup>(40)</sup>である。新進党は非自民連立政権の与党(結党時はいずれも野党)を中心にした新党で、新たな衆院の選挙制度に対応するため、大同団結が図られたものである。⑪民主党Iは、当時政権与党だった新党さきがけや社民党の多数が合流する形で発足した。民主党Iもまた、来たる新選挙制度下での衆院選を見越した動きであった。

一九九七年末に新進党が解党されると、再度の大同団結が模索される。⑩民政党は、⑫太陽党・⑬フロムファイブの両党に、新進党解党で誕生した⑮国民の声<sup>(42)</sup>が合併してできた新党である。これと並行して、民政党に集った三党は、合併以前に民主党Iらと結成した院内会派「民主友愛太陽国民連合(民友連)」を母体として、さらなる野党結集へと動く。その成果が一九九八年四月結党の⑭民主党II<sup>(43)</sup>である。民主党IIには、民主党Iと民政党のほかに、⑯新党友愛<sup>(44)</sup>と民主改革連合も加わった。

一九九八年一月には、新進党結党時に、新党参加組と参院公明に分かれていた旧公明党勢力の大同団結が図られ



た。新進党に加わっていた旧公明党勢力は、解党によって衆院議員による<sup>⑰</sup>新党平和、参院議員による<sup>⑱</sup>黎明クラブに分かれた。黎明クラブは発足間もなく参院公明に吸収され、その後新党平和と参院公明が合流して<sup>⑳</sup>公明党<sup>㉑</sup>が再結成された。

二〇〇三年には、民主党Ⅱが<sup>㉒</sup>自由党(新)<sup>㉓</sup>を吸収して、<sup>㉔</sup>民主党Ⅲ<sup>㉕</sup>となった。これにより、非自公・非共産陣営が実質的に一本化されることになり、日本の政党システムが二大勢力化する画期となった。

<sup>㉖</sup>日本未来の党は、二〇一二年衆院選にあたり、<sup>㉗</sup>国民の生活が第一と<sup>㉘</sup>減税日本・反TPP・脱原発を実現する党を中心に、<sup>㉙</sup>みどりの風の一部などからも議員を受け入れて発足した。ただ、衆院選で議席を大幅に減らすと、直後に所属議員の大部分が<sup>㉚</sup>生活の党を結成、日本未来の党に残ったのは阿部知子一人だけとなり、その阿部もまもなくみどりの風に合流して、事実上党が消滅した。

<sup>㉛</sup>維新の党は、<sup>㉜</sup>次世代の党と分党した<sup>㉝</sup>日本維新の会と、<sup>㉞</sup>結いの党が合併してできた新党である。維新の党の中には、民主党の一部とも気脈を通じつつ、さらなる野党の再編に意欲的な勢力が含まれ、事実二〇一四年衆院選にあたっては民主党と選挙協力を推進した<sup>㉟</sup>。

小選挙区比例代表並立制という衆院の選挙制度は、小選挙区部分も比例代表部分も大政党にとってより有利であり、小政党には他党と合併するなどして大同団結するインセンティブが働く(山本「二〇一四」など)。とりわけ、政権の座を目指そうという勢力にとって、自陣営が複数の政党に分裂している場合、大同団結は急務となる。新進党と、民主党Ⅱや、そこへ集まる準備段階として作られた民政党、民主党Ⅲ、維新の党といった諸政党は、いずれも政権獲得への道筋を視野に入れたうえで大同団結型新党であるといえる。大同団結型新党の中で、このタイプかそうでないかを見分けるには、団結の結果、二大政党の一翼を担うことができたかどうか、で判断できる。

他方、民主党Ⅰや日本未来の党のように、合併によっても二大政党の一翼は担えないながら、迫る衆院選に少しでも有利になるように大同団結が図られるケースもある。また、公明党のケースは、以前の姿に戻るための合併であるので、例外的なものとしてとらえられよう。

#### (4) 解党による新党

最後に、突然政党が解党されることになったため、新たに政党を結成し直すことが必要になったパターンがある。これは、新進党の解党によって結成された⑭改革クラブ、⑮国民の声、⑯自由党(新)、⑰新党平和、⑱新党友愛、⑲黎明クラブが該当する。

このうち、国民の声と新党友愛は民主党Ⅱとの大同団結に動き、新党平和と黎明クラブは元々の仲間である参院公明と合流して公明党となった。自由党(新)は自民党と連立政権を結成した後、政権を離脱して後に民主党Ⅱとの合併を選択した。改革クラブは、新党平和との統一会派を結成するなどしたが、二〇〇〇年総選挙で議席を失って自然消滅した。

一定の規模以上の政党が突然解党される、というのは例外的なケースであり、新進党以外には二〇一四年のみんなの党<sup>①</sup>の例があるのみとなっている。みんなの党の際は、民主党Ⅲや次世代の党に合流する議員が現れたほかは、無所属となる議員が出たにとどまり、解党直後には新党結成は行われなかった。

### 3.2 解党・消滅のパターン

次に、新党が解党される、あるいは事実上消滅するパターンは下記のように分類できる。

(5) 大同団結のための解党

解党のパターンとして最も多いのは、より規模の大きな政党となるために他党と合併するなどして新党を結成するに伴い、解党されるというものである。表1によると、二五政党がこれにあたる。既に解党された新党は計四一であることを考えると、六一%が大同団結のために解党されている。

(6) 選挙結果を受けての解党・消滅

(5)大同団結のための解党に次いで多いのが、選挙の結果を受けて解党される、あるいは事実上消滅するパターンである。新社会党、改革クラブ(旧)、無所属の会、新党尊命、保守新党、新党日本、新党大地、みどりの風の八政党がこれに該当する。

(7) 路線対立解消のための解党・分党

最後に、党内で生じた路線や政策をめぐる対立を解消するため、解党や分党が行われるというパターンがある。先に述べた新進党や日本維新の会、さらには日本未来の党が典型例である。また、みんなの党も、野党再編を模索するグループと与党への協力を訴えるグループとの対立が起こり、解党する措置がとられた<sup>(52)</sup>。

新党さきがけや国民新党の場合は、いずれも国政選挙での低迷が続き、前者はみどりの会議<sup>(53)</sup>となり、後者は解党されるに至った。幸福実現党は、唯一の所属国会議員だった大江康弘の離党によって国政から姿を消したが、その理由は沖縄県知事選挙への対応をめぐる対立がきっかけであった<sup>(54)</sup>。

表2 結党―解党・消滅のパターン

	解党・消滅のパターン			計	現存政党	
	大同団結	選挙で消滅	解党			
1 外部	2	1	1	4	生活の党、次世代の党	
2 分裂	11	4	3	18		
結党の パターン	2 <sup>1</sup>	6	3	1	10	新党改革
3 大同団結	1	0	2	3	民主党Ⅰ～Ⅲ、公明党、維新の党	
4 解党	5	1	0	6		
計	25	9	7	41		

出典：著者作成

### 3.3 結党―解党・消滅のパターン

では、3.1の結党、3.2の解党・消滅のパターンを組み合わせると、どのようなことが見えてくるであろうか。

表2によると、前政党からの分裂によって相対的に小規模になる新党を結成した場合（結党のパターン2と2<sup>1</sup>）も、過半の二八政党中一七政党が大同団結に動いている。しかし、大同団結に動かなかった新党では、七政党が選挙で国会議員を失って消滅し、四政党が解党することになった。現存政党の三党はいずれも二〇一〇年以降の結成であるこ

とを考えると、大同団結に失敗するか、それに向けて行動しない小さな新党は生き残りが困難になることを示している。衆参両院の選挙とも比例区部分を有してはいるが、政党の大規模化への制度的圧力は非常に大きい。

大同団結型の新党では、一政党がさらなる大同団結に走り、残る五政党のうち三政党が存続、二政党が解党している。解党した二政党は新進党と日本未来の党であり、共に小沢一郎が中心人物として関わって、選挙で思うような結果が残せなかったことが解党につながったという共通性がある。両党の存在は、大同団結に動かなければ新党は生き残ることが難しいが、大同団結したからといって生き残ることができるとは限らないことを示している。

#### 4. 一二月新党

本節では、3章で行った分類にしたがって、一二月に結成された新党がどのような特徴を持っているか確認する。まず、表1で本稿が分析対象とする新党のうち、一二月に結成された新党は★印をつけた九政党である。期間中に結成された新党が四八であるから、一八・八%が一二月一か月に作られていることになる。このうち、現存している生活の党を除く八政党の平均寿命は五五・九日となっており、全新党の平均よりは短い。なお、⑥公明新党は新進党結党に合わせて公明党が分党される過程で便宜的に作られたものであるため、ここでの分析からは除外してある。

次に、表3に示した結党と解党・消滅のパターンでみると、八政党中二政党（無所属の会・保守新党）が選挙で消滅し、新進党が解党した以外の五政党（市民リーグ・太陽党・フロムファイブ・新党きづな・結いの党）は、他政党との大同団結の道を選んだ。

大同団結組の五政党のうち、市民リーグと太陽党、フロムファイブは民主党IあるいはIIに合流しているので、現在も後継政党の民主党IIIが存続している。他方、新党きづなが合流した国民の生活が第一は、日本未来の党へとさら

表3 12月新党の結党・解散のパターン

	解党・消滅のパターン			計	現存政党
	5	6	7		
	大同団結	選挙で消滅	解党		
7	外部	0	0	0	
2	分裂	3	0	3	生活の党
2'		2	0	4	
3	大同団結	0	0	1	
4	解党	0	0	0	
計	5	2	1	8	

出典：著者作成

に大同団結したが、選挙に敗れて生活の党となり、結いの党は日本維新の会の一部と大同団結して維新の党へと姿を変えている。

このように見ていくと、選挙で消滅した政党の割合は二五%と、表2の全新党の場合が二一・九%であることを比べると、大差はない。解党した政党も新進党のみであり、全新党の場合と比べて割合は少ない。無論、サンプルが八政党しかないため、確たる議論を展開することには慎重であらねばならないが、一概に一二月新党は政党助成金目当ての結党なので、行き当たりばったりで将来は暗い、と言い切れるものではないように思われる。他政党と大同団結してより大規模な政党であることを志向するのは、一二月新党に限らずすべての新党にあてはまることである。

ただし、九政党のうち、無所属の会と生活の党以外の政党は結党後に衆参両院どちらかの選挙を経験しないうちに解党するか消滅しており、生活の党は二〇一四年衆院選で壊滅的打撃を受けた。もし一二月新党がそのままの形で国政選挙に臨めば、世論の反発を受けやすいので、他の時期に結成された新党に比べて不利になる、という可能性は否定できない。

## 5. 結論

本稿では、一九九〇年以降二〇一四年一月三〇日までの間に結成された新党を対象に、その結党―解党・消滅のパターンを分析した。

それによると、新党結成には、国会外部での結成か、分裂によるものか、大同団結を図るためのものか、解党によるものの四パターンがある。このうち、外部で結成されたものは勢力を拡大して生き残ることが非常に困難であり、それには大政党に有利な選挙制度の影響が指摘できる。分裂によってできる新党は小規模なものとなるが、与党からの分裂では政策対立が唯一のきっかけとなるのに対して、野党からの分裂は、与党に加わろうとするものか、野党の再結集を目指して将来の大同団結を視野に入れたものか、政策対立によるものかという三パターンに分かれる。大同団結型新党は、選挙で少しでも有利になるために模索されるが、政権獲得を目指して最大野党の座を狙うものと、そうでないものがある。解党による新党は例外的なもので、新進党とみんなの党のケースがある。

解党・消滅のパターンとしては、大同団結のためのもの、選挙で敗北して消滅するもの、党内の路線対立によるものの三つがある。三つめのものは政策対立に根差すものと言い換えてもよい。

新党結成と解党・消滅のパターンを組み合わせると、大同団結に成功するか否かが新党の生き残りに決定的な

影響を与えていることがわかる。大同団結に成功したからといって、すべての議員が生き残れるわけではもちろんない。しかし、大同団結に失敗するか、そもそも大同団結に動かなかった新党は、選挙で負けて消滅するか、解党への道を辿ってきた。新党の多くが大同団結に動くのは、大政党に有利な選挙制度に対応するためであるが、その圧力が実際上も極めて強いことが示されたといえる。

また、新党結成の時期として、一二月がたびたび選択されるが、そうした一二月新党は、他の時期に結成される新党に比べて寿命は短い。しかし、解党された理由は大同団結のためであるというのが主であり、団結後の新党の寿命は殊更短いものとはいえない。選挙で敗れて消滅する一二月新党の割合も、他の時期の新党と比較して大差はない。ただ、結党後に選挙の洗礼を受けた一二月新党は、サンプルが非常に限られるものの、選挙で苦戦することも判明した。一二月新党は、党利党略目的の結成ということで世論の反発を招きやすいので、選挙を迎える前に大同団結を図る必要がある、という含意を導けるかもしれない。

以上のように、本稿の分析からは、選挙制度と政党助成金制度という制度面の制約が、新党結成の規模やパターンを大きく左右していることが明らかになった。新党を結成する場合は国会議員を五人以上集めた形で行われ、新党が小政党の場合は、結党直後から大同団結の機会を窺うことになるのである。逆に、大同団結をそもそも志向しなかったり、試みたが失敗したりすれば、当該新党は遠くない将来に解党あるいは消滅の時を迎えてしまう。

大同団結すれば、選挙で相対的に有利になるばかりか、最大野党の座につけば政権獲得をも狙えるので、それを議員が志向するのはある意味で当然の結果である。個々の議員にとって、選挙で再選されるということは重要であるし、政権与党に所属することはポスト獲得や政策追求の面でも欠かせない要素だからである（山本「二〇一〇」）。だが、大同団結が制度的要請に応えたものであるがゆえに、理念や政策の共通性という部分が後回しになってしまうことは



否定できない。新党の結成が相次ぎ、最終的には大同団結してほとんどの新党が消滅するという歴史が教えるのは、制度を改めて、インセンティブを変えることこそが必要だということかもしれない。その中身については、稿を改めて検討したい。

## 注

(1) たとえば、『朝日新聞』二〇一三年二月二十八日付朝刊には、「新しい党の発足、なぜ年末年始に多い？」と題した子供向けの解説記事が掲載され、以下のように述べられている。「みんなの党の渡辺喜美代表は『12月に作る新党は金目当て』と批判していた」が、これは「政党は政党助成法に基づいて、税金から政党交付金を受け取れ」、「政党交付金は1月1日時点の政党の議員数と国政選挙での得票率を基に配分額が決まり、受け取るには1月16日までに総務相に届けないといけない」からである、としている（引用元には振り仮名がつけられているが、引用者が削除した）。

(2) 正確には、前回の衆議院議員総選挙（小選挙区選挙または比例代表選挙）、前回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙または選挙区選挙）、もしくは前々回の参議院議員通常選挙（比例代表選挙または選挙区選挙）が対象である。

(3) たとえば、表1の⑩新社会党は、一九九八年参院選で所属国会議員がゼロとなったが、二〇一四年一月末現在でも政党そのものは存続して活動している。二〇一二年衆院選で所属国会議員がいなくなった⑳新党日本や㉑減税日本も同様である。

(4) この結果、たとえば表1㉒幸福実現党のように、ここでの表記以前から党の公認候補を擁立して、所属国会議員がいなくなっただ後も公認候補擁立を続けているケースであつても、存続期間は所属国会議員が存在した期間のみで表記されることになる。

(5) 日本新党は、自民党から分裂した新生党などと、一九九四年一二月に新進党を結党しており、関連性がある。

(6) ここには、一九九六年一月に名称変更を行った社会民主党などは含まない。他党との合併や吸収、ならびに所属議員数の増減を伴わない名称変更は、新党結成とは意味が異なるとの判断からである。

(7) 表1の通り番号は五〇まであり、この数字と一致しない。この理由は、表1では第一期から第三期までの民主党をそれぞれ別に表記しているからである(⑪、⑫、⑬)。第一期から第三期までの民主党をすべて同一の政党とみなせば、結党された新党数は四八となる。

- (8) 新政改革は、二〇一三年七月以降、所属国会議員は代表を務める荒井広幸参院議員一名のみの小所帯である。
- (9) 減税日本は名古屋市の河村たかし市長が結成した地域政党が母体である。
- (10) なお太陽の党(新)は、太陽の党(旧)が日本維新の会に合流したのち、休眠状態にあったものを、結党にあたって再活用したものである(『毎日新聞』二〇一四年九月二六日付朝刊)。
- (11) 日本維新の会の結成にあたっては、地方政党の大阪維新の会を母体にしつつ、国政では民主党やみんなの党、自民党など複数の政党から離党者が合流する形であったため、同党は後述する(2)に分類した。
- (12) 武村正義、鳩山由紀夫らが結成。武村は細川内閣で官房長官となった。
- (13) 羽田孜、小沢一郎らが結成。
- (14) 綿貫民輔、亀井静香らが結成。民主党政権では連立与党に加わった。
- (15) 田中康夫を代表に、小林興起らが結成。
- (16) 矢田部理らが結成。
- (17) 新社会党は「結党にあたって」という宣言の中で、「社会党はいくつもの重要な公約に反し、護憲の立場を捨てて、心ある多くの国民から信を失った。これは連立政権維持を最優先させ、保守勢力に迎合することによって、国民の生活と平和、民主主義をないがしろにするものである。この誤りによって社会党は、沖繩をはじめとする基地問題、核廃絶と自衛隊の軍縮問題、低所得層や中小企業への不当な負担を強いる消費税とその引き上げ(中略)など、重要な政治課題に正面から取り組むことをやめた。(中略) 私たちは、このような社会党の変質と方向を断じて受入れられない。」(新社会党ホームページ [http://www.sinsyaka.or.jp/apper/sinsyakaioha/1996\\_0/1996\\_0.html](http://www.sinsyaka.or.jp/apper/sinsyakaioha/1996_0/1996_0.html) 二〇一四年二月三日最終アクセス)としてる。
- (18) 内山晃らが結成。
- (19) 小沢一郎らが結成。
- (20) 北川正恭らが結成。
- (21) 柿沢弘治らが結成。柿沢は細川後継の羽田内閣で外相に就任した。
- (22) 代表に参院議員の扇千景。二階俊博・野田毅・小池百合子らが結成。
- (23) 羽田孜らが結成。
- (24) たとえば、結党の目的として、『真の政界再編を実現する中核となる』ことを基本理念に据え、新進、民主両党などとの「改革大

- 連合」の結集を図る」（『毎日新聞』一九九六年二月二六日付夕刊）ことがあると指摘されている。
- (25) 江田憲司らが結成。
- (26) 結いの党は綱領で、「党の発展的解消も辞さず」との姿勢で、野党勢力の結集を目指す方針を打ち出した」（『毎日新聞』二〇一三年一月九日付朝刊）。
- (27) 代表には羽田孜が就任した。
- (28) 共同代表に江田憲司と橋下徹大阪市長が就いた。
- (29) 石原慎太郎と平沼赳夫が共同代表に就いた。
- (30) 結いの党との政策協議で、合併に反対する石原維新共同代表は、共通政策として「自主憲法制定」を盛り込むよう主張したが、結いの党側は将来的な野党再編の障害になるとして盛り込みを拒否し、合併推進派との溝が埋まらなかったとされる（『毎日新聞』二〇一四年五月二九日付朝刊）。
- (31) 代表に小沢一郎。
- (32) 無所属の会の結成にあたっては、「次の総選挙に向けて無所属議員の受け皿を作るのが狙い」（『朝日新聞』一九九九年二月一七日付朝刊）で、「代表の権名（引用者注、素夫）氏は『党議拘束は全くかけず、既存政党には是々非々の立場でのぞむ』との考えを示した」（同記事）という。
- (33) 代表には、民主党を離党した熊谷弘が就いた。
- (34) 当初は橋下徹が代表となった。
- (35) 平沼赳夫と石原慎太郎の共同代表。
- (36) 平沼赳夫と与謝野馨が共同代表を務めた。与謝野は後に離党。
- (37) 当初は所属議員全員による共同代表制だったが、後に谷岡郁子参院議員が代表となった。
- (38) 代表に山田正彦。
- (39) 山田正彦と河村たかしによる共同代表。
- (40) 結党時の代表に海部俊樹、幹事長に小沢一郎。
- (41) 結党時は菅直人と鳩山由紀夫による二人代表制をとった。
- (42) 鹿野道彦・岡田克也らが結成。

- (43) 代表に菅直人。
- (44) 新進党の旧民社党系議員らが結成。代表に中野寛成。
- (45) 代表に神崎武法。
- (46) 小沢一郎らが結成。
- (47) 代表に菅直人。
- (48) 代表は滋賀県知事の嘉田由紀子が務めた。
- (49) 民主党と維新の党を軸にした野党の衆院選候補者調整は、「2012年衆院選では、共産党と諸派、無所属を除く野党候補が300小選挙区中227選挙区で競合したが、今回調整がっていないのは24日現在で53選挙区。競合状態は4分の1まで縮小した」という(『毎日新聞』二〇一四年一月二五日付朝刊)。
- (50) 小沢辰男らが結成。
- (51) 渡辺喜美らが結成し、解党時の代表は浅尾慶一郎。
- (52) 『読売新聞』二〇一四年一月一九日付朝刊など。
- (53) 中村敦夫参院議員が代表。
- (54) 大江のスタンスについては、自身のHPに掲載された下記記事参照。「沖縄知事選における我が党の果たすべき役割」(二〇一〇年九月三〇日付記事[http://www.oe-yasuhiro.com/diary/dir\\_20100930.html](http://www.oe-yasuhiro.com/diary/dir_20100930.html)、二〇一四年一月一日最終アクセス)、離党理由については「離党にあたって、党員の皆さまへ」(二〇一〇年二月二八日付記事、[http://www.oe-yasuhiro.com/diary/dir\\_20101104\\_2.html](http://www.oe-yasuhiro.com/diary/dir_20101104_2.html)、二〇一四年二月一日最終アクセス)参照。

参考文献

- 大江康弘ホームページ。
- 新社会党ホームページ。
- 山本健太郎「二〇一〇」『政党間移動と政党システム…日本における「政界再編」の研究』木鐸社。
- 山本健太郎「二〇一四」『二〇一三参院選…安定と混沌』北海学園大学法学部『法学研究』第五〇巻二号、三三九―三六三ページ。